

掛川市告示第28号

掛川市浄化槽設置費補助金交付要綱（平成17年掛川市告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

掛川市長 松井三郎

第2の(3)中「、満水地区（満水の全部をいう。）」を削る。

別表を次のように改める。

別表

区 分	区 域		補 助 限 度 額		
			5人槽	6～7人槽	8～10人槽
新築、増築又は改築に伴う合併処理浄化槽の設置又はくみ取り便所を水洗化する為の合併処理浄化槽の設置	特定区域	原泉地区	300,000円	420,000円	600,000円
		大東地区	315,000円	417,000円	621,000円
	特定区域以外の区域		148,000円	172,000円	217,000円
既設の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への付替え	特定区域	原泉地区	500,000円	700,000円	1,000,000円
		大東地区	526,000円	696,000円	1,036,000円
	特定区域以外の区域		442,000円	513,000円	647,000円

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。